青森県看護協会思春期応援隊設置要綱

1 思春期応援隊の設置

公益社団法人青森県看護協会(以下「県協会」)は、思春期応援隊による「みんなで話そう―看護の出前授業」を適切かつ効果的に行うため、青森県看護協会思春期 応援隊(以下「思春期応援隊」)を設置する。

2 思春期応援隊の目的

- (1) 思春期応援隊は、青森県内の保育施設等・小学校・中学校・高等学校及びその 関係団体からの依頼に応じて、「みんなで話そう―看護の出前授業」を実施す ることで、将来を担う子どもたちの命・性の教育を行い、地域保健に貢献する こと。
- (2) 思春期応援隊員の情報交換・研修会を行い、隊員の資質の向上と拡大を図ること。

3 思春期応援隊の組織

- (1) 思春期応援隊は、県協会の会員で組織する。
- (2) 思春期応援隊には、隊長・副隊長を置く。
- (3) 隊長は思春期応援隊を代表する。隊長に事故あるときは、副隊長がその職務を代表する。

4 隊員の登録

- (1) 思春期応援隊の資格は、県協会の会員であること。
- (2) 思春期応援隊への登録は、予め所属施設の看護部門の長から承認を得た上で、 「青森県看護協会思春期応援隊員登録届」(以下「思春期応援隊登録届」) を県 協会へ提出する。
- (3) 施設に所属しない個人会員は、「思春期応援隊員登録届」を県協会に提出する。
- (4) 登録期間は、辞退届の提出がない限り継続し、辞退届を提出の際は、登録証を返還する。

5 会議

- (1) 思春期応援隊は、情報交換・研修会及び「みんなで話そう―看護の出前授業」 等を行うための会議を開催する。
- (2) 会議は、隊長の要請により、県協会会長が召集する。
- (3) 会議の議長は隊長がする。

6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、思春期応援隊の運営に関し必要な事項は、県協会会長がその都度定める。

附 則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この改正要綱は、平成17年7月16日に改正し平成17年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年1月4日から施行する。